

# 役 員 等 報 酬 規 程

社会福祉法人 壺心会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人壱心会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員（理事、監事）及び評議員（以下「役員等」とする）等の報酬を定めることを目的とする。

(従事する業務の内容)

第2条 報酬は、次に定める法人の業務に従事したときに支給する。

- (1) 理事長の職務遂行
- (2) 役員等が理事会、評議員会、に出席した場合
- (3) 監事が当法人の監査業務に従事した場合
- (4) 役員が理事長の命により会議に出席した場合
- (5) (1) から (4) まで以外の者が、法人が委嘱した業務に従事した場合

(報酬の額)

第3条 前条に定める業務に従事した場合の報酬の額は、次に定める額とする。

- (1) 理事長の報酬・・・・・・・・・・月額 1, 200, 000円
- (2) ～ (4) の報酬・・・・・・・・・・1回につき, 15, 473円
- (5) 評議員選任・解任委員の報酬・・・・・・・・1回につき, 15, 473円
- (6) 入所判定会議出席者の報酬・・・・・・・・1回につき, 5, 568円
- (7) 運営推進会出席者の報酬・・・・・・・・1回につき, 5, 568円
- (8) 苦情対応第三者委員会出席者の報酬・・1回につき, 15, 473円

(特例)

第4条 理事長が前2条によりがたいと認めた場合は、理事長が定めた額を支給することができる。

- 2 法人職員が理事となった場合、理事会、評議員会等に出席した場合の報酬は支給しない。

(控除額)

第5条 報酬額は、源泉所得税を控除して支給する。

(旅費)

第6条 交通費の実費が第3条に定める業務に従事した報酬の額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を支払うことができる。

- 2 前項によりがたいと認めた場合は、社会福祉法人壱心会旅費規程に準じて旅費を支給する。

(退職慰労金)

第7条 役員の退職慰労金は、別に定める役員退職慰労金規程に基づき支給する。

(改定)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年3月24日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年1月12日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から適用する。
- 5 この規程は、平成30年10月1日から適用する。
- 6 この規程は、令和元年5月28日から施行する。
- 7 この規程は、令和6年4月1日から施行する。